

令和8年度ニイガタコラボレーターズ（新潟県地域おこし協力隊）募集要項 （県産広葉樹等の活用拡大）

1 目的

素材生産者（広葉樹等の伐採事業者）、木材加工事業者、需要者（家具メーカー等）のマッチング支援、需給情報を共有できるプラットフォームの構築、県産集成材の活用促進や新潟県の森林・林業・県産材の魅力発信等を行うことで、新潟県の豊かな広葉樹等の価値を発掘し、活用を促進するとともに、林業の振興を図る。

2 募集対象者

（1）年齢

問いません。

（2）性別

問いません。

（3）地域要件

以下の県外の転出地から転入地に生活の拠点を移し住民票を異動させる必要があります。

なお、既に転入地へ住民票を異動されている方は対象となりません。

転出地	転入地
ア 3大都市圏内の市区町村（指定都市除く）の、条件不利区域以外の区域	ア又はウの場合 阿賀野市 イの場合 阿賀野市のうち、笹神地域
イ 3大都市圏外の市区町村（指定都市除く）の、条件不利区域以外の区域	
ウ 指定都市の条件不利区域以外の区域	

※ご自身の転出地が、どの区分に該当するかは、次の URL を参考にしてください。なお、詳細については、お住まいの自治体に確認をお願いいたします。

<地域要件確認表（総務省 HP）>

<https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/pdf/000847999.pdf>

（補足1）

3大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。ただし、国勢調査において、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とする。

条件不利区域 次の①から⑦のいずれかで公示・指定・規定される市町村。
①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法
③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法
⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

（補足2）

以下のア～イのいずれかに該当する方は、上記の表に関わらず、転出地は問いません。ただし、県外から転入地に生活の拠点を移し住民票を異動させることが必要です。

- ア 協力隊経験者（2年以上隊員として活動し、かつ、解嘱から1年以内の方）
- イ JETプログラム修了者（2年以上JET参加者として活動し、かつJETプログラム終了から1年以内の方）
- ウ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

（４）活動の開始時期

活動開始時期は任用決定後に相談しますが、令和8年10月中旬から11月上旬を目途としています。

（５）次のア～ウのいずれにも該当しない方

- ア 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方
- イ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方
- ウ その他暴力団事務所に出入りするなどア、イのいずれかに準ずる方

（６）次の要件をすべて満たす方

- ア 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- イ 心身がともに健康で、かつ、誠実に職務を遂行できる方

（７）次の技術要件をすべて満たす方

- ア 普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
- イ パソコンの一般的な操作（ワード・エクセル・パワーポイント、電子メール・SNS等）ができる方

（８）歓迎する人物像

- ア 任務に意欲的で、新しい環境に柔軟に対応できる方
- イ 関係団体や地域住民など多様な主体とコミュニケーションを図れる方
- ウ 自ら率先し、各所と調整しながら柔軟に行動し、企画等を完遂できる方
- エ 森林・林業や木材の活用に関心・意欲を持ち、屋外活動を積極的に行える方
- オ 県産材のブランディングに取り組みたい方
- カ データ管理やクラウドサービス等のデジタル技術を活用できる方
- キ HPやSNSで積極的に情報発信できる方

3 活動内容

- （１）県産広葉樹に係る素材生産者、木材加工事業者、需要者の掘り起こし並びにマッチング支援
- （２）県産広葉樹の需給情報を共有できるプラットフォームの構築
- （３）県産集成材の活用促進に資する活動
- （４）新潟県の森林・林業、県産材の魅力発信及び普及・啓発活動
- （５）その他、県産材の利用促進及び林業振興に資する活動
- （６）ウェブサービス「Note」にて活動状況の発信

4 募集人数

1名

5 受入団体等

次の受入団体から、活動拠点の提供や業務に関する助言等の支援を受けながら、活動に取り組んでいただきます。

受入団体：潤森（阿賀野市女堂1534-1）

<https://jun-shin.info>

6 活動日及び活動時間の目安

- ・週4日、1日当たり7時間30分を目安としています。

- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、12月29日から翌年1月3日までの期間は原則休日とします。

※ただし、活動内容により時間外や休日での活動が生じた場合は、他の活動日の振替えにより調整していただきます。

7 活動イメージ

◆ 1日の活動イメージ

時間	内容
8:30	素材生産者訪問、打ち合わせ
12:00	昼食
14:00	家具メーカー訪問、打ち合わせ
16:00	打ち合わせのとりまとめ
17:00	帰宅

◆ 1週間の活動イメージ

曜日	内容
月曜日	〔屋外〕広葉樹の生産量現場の視察
火曜日	〔屋内〕木材加工事業者へのヒアリング
水曜日	休日
木曜日	〔屋内〕需要者との打ち合わせ、SNS記事作成
金曜日	〔屋内〕クラウドシステムに関する研修の受講
土曜日	休日
日曜日	休日

◆ 年間活動イメージ

時期	内容
通年	・素材生産事業者、木材加工事業者、需要者（家具メーカー等）との県産広葉樹活用促進に向けた打ち合わせ ・県産広葉樹等の活用方法の検討 ・県産広葉樹の素材生産者、木材加工事業者、需要者の増加に向けた働きかけ ・県産広葉樹の素材生産者、木材加工事業者、需要者のマッチング支援 ・県産広葉樹の需給情報の共有が可能なプラットフォームの構築 ・県産集成材に関する取組状況の把握、普及活動 ・県産材が持つ魅力の発信、関係者への普及・啓発

◆ 3年間のキャリアイメージ

時期	内容
1年目 (R8年度)	・新潟県の森林・林業の現状把握 ・県産広葉樹に関する基礎知識（樹種、分布、素材の特徴、価格、活用方法等）の習得 ・素材生産事業者、木材加工事業者、需要者の把握及び信頼関係づくり ・県産広葉樹等の活用方法の検討、課題の洗い出し ・県産集成材に関する取組状況の把握

	・新潟県の森林・林業、県産材の魅力発信
2年目 (R9年度)	・課題解決に向けた関係者との調整 ・素材生産事業者、木材加工事業者、需要者への県産広葉樹活用の働きかけ ・素材生産事業者、木材加工事業者、需要者のマッチングイベントの企画・開催 ・県産集成材の活用促進に向けた普及活動
3年目 (R10年度)	・県産広葉樹の需給情報を共有できるプラットフォームの構築 ・マッチングした関係者に対するフォローアップ ・製品のブランディングの支援 ・任期終了後のキャリア形成に向けた準備

8 身分等

(1) 身分

地域おこし協力隊として、新潟県知事が委嘱します。

県と委託契約を締結します。(新潟県との雇用関係はありません)

(2) 委嘱期間

委嘱の日から会計年度を超えない範囲で12か月以内としますが、最長3年まで延長することを予定しています。

ただし、職務怠慢等、隊員として相応しくないと判断された場合は、委嘱期間中であっても委嘱を打ち切る場合もあります。

9 活動条件等

(1) 対象経費等

ア 報 償 費	月額 291,000 円 ※委嘱日が月の途中となる場合は、日割り計算								
イ 活 動 経 費	上限額 1,440,000 円 (年額) (120,000 円×12 月) ※委嘱日が年度途中となる場合は、日割り計算 【活動経費として対象となるもの】 ア 任期中の住居に係る費用 活動のための住宅(借間を含む)を借り受け、月額 10,000 円(税込み)を超える家賃を支払う場合に、次の区分に応じた費用を活動費から支出できます。(10,000 円以下は不可)。 ただし、親族が所有、または借り受け、居住している住宅に居住する場合は除きます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>額 (100 円未満は切り捨て)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000 円を超え、21,000 円以下の場合</td><td>家賃－10,000 円</td></tr> <tr> <td>21,000 円を超え、53,000 円以下の場合</td><td>(家賃－21,000 円) × 1/2 + 11,000 円</td></tr> <tr> <td>53,000 円を超える場合</td><td>27,000 円</td></tr> </tbody> </table>	区分	額 (100 円未満は切り捨て)	10,000 円を超え、21,000 円以下の場合	家賃－10,000 円	21,000 円を超え、53,000 円以下の場合	(家賃－21,000 円) × 1/2 + 11,000 円	53,000 円を超える場合	27,000 円
区分	額 (100 円未満は切り捨て)								
10,000 円を超え、21,000 円以下の場合	家賃－10,000 円								
21,000 円を超え、53,000 円以下の場合	(家賃－21,000 円) × 1/2 + 11,000 円								
53,000 円を超える場合	27,000 円								

イ 次の項目に該当する費用

○ 車両関係

(ア) 借上げ

項目	額
活動車両借上げ	実費（上限額：25,000 円/月）
活動車両燃料費	11 円/km×活動に要した距離

(イ) 自己所有

項目	額
活動車両燃料費	22 円/km×活動に要した距離

○ その他

項目	額
傷害保険料	実費（上限額：5,000 円/月）
パソコン借上げ費	実費（上限額：22,000 円/月）

ウ その他費用（例）

- ・ 消耗品、消耗機材、書籍、材料等に要する経費
- ・ 研修受講に要する経費
- ・ 申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料

【活動経費の対象とならないもの（例）】

- 飲食代
- 事業収入を伴う経費
- 土地、建物、車の購入費
- 高額な物品購入費
- 個人の資産となる経費
- 国民健康保険料、国民年金保険料

(2) 兼業

業務に支障が無い場合は兼業が可能です。

(3) 研修会等の実施

協力隊として活動する上で必要な心構え等や、県内で活動する市町村の地域おこし協力隊との関係構築等に関する研修会を実施します。

(4) その他のサポート

地域おこし協力隊の知見を有する者等が外部メンターとして活動をサポートする予定です。

10 応募方法

(1) 受付期限

令和8年9月7日（月）17：00

(2) 提出書類及び提出方法

提出書類	提出方法
応募用紙 (履歴書及び職務経歴書)	・様式は、新潟県知事政策局地域政策課ホームページ（以下、ホームページ）からダウンロードしてください。 ・PDF 形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
誓約書	・様式は、ホームページからダウンロードしてください。 ・PDF 形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
住民票（抄本）の写し (発行から3か月以内のもの)	・PDF 形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。
運転免許証の写し (両面)	・PDF 形式にて、ホームページの応募フォームから提出してください。

11 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

ア 提出書類をもとに、書類審査を行います。

イ 選考結果については、応募用紙記載のメールあてに通知します。合格者には併せて第二次選考の日時等の詳細をお知らせします。

(2) 第二次選考（面接）

ア 第一次選考合格者を対象に、意欲、コミュニケーション能力、行動力等について面接審査を、9月15日（火）、16日（水）及び17日（木）のいずれかの日にオンライン（Zoom）で行います。

日程については、第一次選考合格者に別途お知らせします。

イ 選考結果については、面接から2週間を目途に、応募用紙記載のメールあてに通知します。

(3) 留意事項

ア 応募に係る経費（書類輸送費、交通費等）はすべて応募者の負担となります。

イ 選考経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

12 お問い合わせ

新潟県知事政策局地域政策課 渡部、諸橋

TEL: 025-280-5095

FAX: 025-280-5227

E-mail: ngt000200@pref.niigata.lg.jp